



埼玉県報

第272号
令和3年(2021年)
12月24日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(生活衛生課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし(都市整備政策課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし(保安課)

条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)
- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(都市整備政策課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(保安課)

規則

- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則(出納総務課)

告示

- 予算の公表(財政課)
- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 管理理容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)
- 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示(商業・サービス産業支援課)
- 神鳥荻島土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 一般国道122号の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道富岡入間線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道125号の区域の変更（杉戸県土整備事務所）

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（地域政策課）

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、また、規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 処理する市町村が拡大する事務等（十四事務）
- (二) 規定の整備

三 施行期日

令和四年四月一日

ただし、一部は公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（生活衛生課）

一 趣旨

動物の愛護及び管理に関する取組を強化するため、飼い主になろうとする者の責務を新設する等するもの

二 内容

(一) 県の責務を改正し、連携規定を追加

県は、施策を実施するに当たり、市町村、動物関係団体等と相互に連携を図る。

(二) 飼い主になろうとする者の責務を新設

飼い主になろうとする者は、飼養に先立ち、習性などの知識習得に努め、現在及び将来にわたる生活環境等を考慮し、終生飼養できる動物を選択するよう努める。

(三) 動物取扱業者の責務を新設

動物取扱業者は、関係法令を遵守することはもとより、動物に関する最新の知識の習得、主体的な情報の発信に取り組むよう努める。

(四) 飼い主の遵守事項を改正し、緊急時対策に関する規定を追加

災害に際して必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときは必要な措置を講ずるよう努める。

(五) 県が譲渡できる動物に次の動物を追加

ア 所有者ではない拾得者等から引き取りを求められ收容した犬猫

イ 公共の場所において收容した疾病、負傷をしていた犬、猫等

ウ 飼養、係留などされていなかったため收容した野犬等

(六) 動物愛護推進員の活動として次の活動を新設

ア 県に対し、動物の愛護及び管理に関する施策の推進に資する情報を得たとき、きに、情報の提供を行う。

イ 飼い主になろうとする者に対し、適切な助言を行う。

(七) 財政上の措置を新設

県は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十三号）（都市整備政策課）

一 趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額の改定をするとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定め、証紙の方法により徴収するための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の改定等

(例) 長期優良住宅建築等計画認定手数料（一戸建て住宅 新築の場合）

現行 六千円（長期優良住宅の普及に関する法律第六条第一項各号に

掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合）

改正後 八千円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三

項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書又はこれらの

写しが提出された場合）

イ 手数料の新設

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可

申請手数料

十六万円

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

令和四年二月二十日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（保安課）

一 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可を受けようとする者等から徴収する手数料の額を定めるとともに、証紙による収入の方法により徴収するための改正

二 内容

(一) 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設

クロスボウが所持許可制となったことに伴う手数料の新設

(例) クロスボウ所持許可申請（現にクロスボウの所持許可を受けている

者）六千八百円

イ 規定の整備

クロスボウが所持許可制になったことに伴う名称の変更

(例) 現行 銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査

改正後 銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

ア 証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

(一)アの手数を証紙による収入の方法により徴収することとする。

イ 規定の整備

(例) 二十六 現行 銃砲刀剣類所持許可申請手数料

改正後 銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料

三 施行期日

令和四年三月十五日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五項第一号事務の欄10中「立入検査」の下に「（地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局に係るものを除く。）」を加え、同欄13中「法」の下に「第七十二条の二の二、」を加える。

別表第五十一項第六号事務の欄2中「第二十九条第十一项」を「第二十九条第十三項」に改め、同欄3中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄4中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改め、同欄5中「第二十九条第十五項」を「第二十九条第十七項」に改める。

別表第八十六項事務の欄2中「公告、」を削る。

別表第八十七項事務の欄2中「第十四条第五項及び第十四条の二第七項」を「第十四条第六項及び第十四条の二第八項」に改める。

別表第九十四項市町村の欄中「、蕨市」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を加える。

別表第十四項第一号事務の欄中15を16とし、12から14までを13から15までとし、11の次に次のように加える。

12 条例第十四条の二第四項の規定による報告の受理

別表第二十二項市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

別表第四十項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、ときがわ町」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「幸手市」の下に「、鶴ヶ島市」を加える。

別表第六十一項第一号事務の欄1中「、第十八条の十七第一項及び第二項」を削り、同欄2中「、第十八条の十八、第十八条の二十一」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 法に基づく事務のうち、法第十八条の十五第六項の規定による報告の受理

春日部市、草加市

別表第七十九項第二号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を加え、同項第四号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市、飯能市」を加える。

別表第九十二項事務の欄1中「並びに」を「、」に、「の規定」を「、第六十八条第一項、第八十三条第一項、第八十六條第四項並びに第九十条第一項後段（法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄2中「の規定」を「及び第七十条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄3中「の規定」を「及び第七十条第二項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄4中「の規定」を「及び第七十条第三項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄5中「の規定」を「及び第七十条第五項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄6中「及び第四十九条第一項」を「、第四十九条第一項」に、「の規定」を「及び第七十三条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄7及び8中「第二百二十六条第三項」の下に「及び第七十五条第三項」を加え、同欄9中「第二百二十六条第三項」の下に「及び第七十五条第三項」を加え、「及び」を「、」に、「並びに第三十七条第五項」を「、第三十七条第五項及び第八十六条第五項」に改め、同欄10から12までの規定中「第三十八条」の下に「及び第八十七条」を加え、同欄13中「及び第六十条第二項」を「、第六十条第二項及び第二十三条第二項」に改め、同欄14中「並びに法第六十一条第一項及び第二項」を「、第六十一条第一項及び第二項並びに第二百十四条第一項及び第二項」に改め、同欄15中「及び第六十一条第三項」を「、第六十一条第三項及び第二百十四条第三項」に改め、同欄16中「及び第六十一条第四項」を「、第六十一条第四項及び第二百十四条第四項」に改め、同欄17中「及び第六十一条第五項」を「、第六十一条第五項及び第二百十四条第五項」に改め、同欄18中「及び第六十一条第六項」を「、第六十一条第六項及び第二百十四条第六項」に改め、同欄19中「及び第六十一条第七項」を「、第六十一条第七項及び第二百十四条第七項」に改め、同欄20中「第六十一条第八項」を「、第六十一条第八項及び第二百十四条第八項」に改め、同欄21中「及び第六十一条第九項」を「、第六十一条第九項及び第二百十四条第九項」に改め、同欄22中「第六十一条第十項」を「、第六十一条第十項及び第二百十四条第十項」に改め、同欄23中「第六十一条第十一項」を「、第六十一条第十一項及び第二百十四条第十一項」に改め、同欄24中「第六十一条第十二項」を「、第六十一条第十二項及び第二百十四条第十二項」に改め、同欄25中「第六十一条第十三項」を「、第六十一条第十三項及び第二百十四条第十三項」に改め、同欄26中「第六十一条第十四項」を「、第六十一条第十四項及び第二百十四条第十四項」に改め、同欄27中「第六十一条第十五項」の下に「及び第二百十三条第一項」を加え、同欄28中「第六十一条第十六項」の下に「及び第二百十六條第一項」を加え、同欄29中「第六十一条第十七項」の下に「及び第二百十六條第二項」を加え、同欄30から38までの規定中「第二十六条第二項」の下に「（施行令第三十五条及び第四十

三条において準用する場合を含む。」を加える。

別表第九十七項第三号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町、神川町、上里町」を加える。

別表第百項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、美里町」を加える。

別表第百一項市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

別表第百三項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、ときがわ町」を加える。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（第一条の規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

条 例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十二号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、動物関係団体その他の関係する者と相互に連携を図るものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

（飼い主になろうとする者の責務）

第三条の二 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物の習性、生理、生態等に関する知識の習得に努めるとともに、飼養する動物を選択する際には、飼養の目的、現在及び将来にわたる生活環境等を考慮し、終生飼養できる動物を選択するよう努めなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（動物取扱業者の責務）

第四条の二 法第十条第一項の登録を受けた者及び法第二十四条の二の二の規定による届出をした者は、社会において果たすべき自らの役割を認識して、関係法令を遵守することはもとより、動物に関する最新の知識の習得及び情報の発信に主体的に取り組むよう努めなければならない。

第六条に次の一号を加える。

八 地震、火災等の災害に際して適正な保護及び管理のために必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときは、必要な措置を講ずるよう努めること。

第十一条の見出し中「犬又は猫」を「犬、猫等」に改め、同条第一項中「第三十条第一項本文」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は猫」を「若しくは猫、法第三十六条第二項の規定により收容した犬、猫等又は第九条第一項の規定により收容した野犬等」に改める。

第十七条の二の次に次の二条を加える。

（動物愛護推進員）

第十七条の三 知事は、法第三十八条第一項の規定に基づき、動物愛護推進員を委

嘱するものとする。

2 動物愛護推進員は、法第三十八条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

一 県に対し、動物の愛護及び管理に関する施策の推進に資する情報を得たときは、当該情報の提供をすること。

二 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、生活環境等に適した動物の選択に関して必要な助言をすること。

(財政上の措置)

第十七条の四 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第一号中「第百十六号イ及び第百二十一号イ」を「第百十七号イ及び第百二十二号イ」に改め、同項第五号中「第百十六号ハ及び第百二十一号ハ」を「第百十七号ハ及び第百二十二号ハ」に改め、同項第九号中「第三項」を「第五項」に改め、同号金額の欄イを削り、同欄ロを次のように改める。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第三項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書(いづれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第百十一号において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(イ) 新築の場合 八千円

(ロ) 増築又は改築の場合 一万三千円

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第百十二号までにおいて同じ。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 一万七千円

(ロ) 増築又は改築の場合 二万五千円

(ニ) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 二万八千円

(ロ) 増築又は改築の場合 四万二千元

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの	(イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合	五万二千元 七万八千元
(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	(イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合	七万八千元 十一万八千元
(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	(イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合	十一万五千元 十七万三千元
(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	(イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合	十九万九千元 三十万円
(七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	(イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合	二十五万七千元 三十八万六千元
(八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	(イ) 新築の場合 (ロ) 増築又は改築の場合	三十万円 四十五万円

別表都市整備部の項第九号金額の欄ハ中「及びロ」及び「を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同欄ハを同欄ロとし、同項第十号中「第三項」を「第五項」に、「前号金額の欄イ(1)、ロ(1)又はハ(1)」を「前号金額の欄イ(1)又はロ(1)」に、「同欄イ(2)ーから(ハ)まで、ロ(2)ーから(ハ)まで又はハ(2)ーから(ハ)まで」を「同欄イ(2)ーから(ハ)まで又はロ(2)ーから(ハ)まで」に改め、「（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」を削り、同項第十一号金額の欄イを削り、同欄ロを次のように改める。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の確認書若し

くは同条第四項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(イ) 新築の場合

四千元

(ロ) 増築又は改築の場合

六千五百円

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

八千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

一万二千五百円

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万四千元

(ロ) 増築又は改築の場合

二万円

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

二万六千元

(ロ) 増築又は改築の場合

三万九千元

(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

三万九千元

(ロ) 増築又は改築の場合

五万九千元

(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

五万七千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

八万六千五百円

(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

九万九千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

十五万円

(七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

十二万八千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

十九万三千元

- (ハ) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの
 十五万円
- (イ) 新築の場合
 二十二万五千五百円
- (ロ) 増築又は改築の場合

別表都市整備部の項第一百一十号金額の欄ハ中「及びロ」及び「を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同欄ハを同欄ロとし、同項第一百一十号中「前号金額の欄イ(1)、ロ(1)又はハ(1)」を「前号金額の欄イ(1)又はロ(1)」に、「同欄イ(2)からハ(1)まで、ロ(2)からハ(1)まで又はハ(2)からハ(1)まで」を「同欄イ(2)からハ(1)まで又はロ(2)からハ(1)まで」に改め、「(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」を削り、同項第一百三号中「第九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項中第二百十五号を第二百二十六号とし、第二百二十四号を第二百五号とし、同項第二百二十三号中「第二百一十号金額の欄イ」を「第二百二十二号金額の欄イ」に、「第二百一十号金額の欄ロ」を「第二百二十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十四号とし、同項第二百二十二号中「第二百一十号金額の欄」を「第二百一十号金額の欄」に改め、同号を同項第二百二十三号とし、同項中第二百一十号を第二百二十二号とし、同項第二百二十号中「第二百一十号イ(2)」を「第二百二十三号イ(2)」に、「第二百二十四号イ(2)」を「第二百二十五号イ(2)」に改め、同号を同項第二百一十号とし、同項第二百十九号中「第二百二十五号」を「第二百二十六号」に改め、同号を同項第二百一十号とし、同項第二百十八号中「第二百十六号金額の欄イ」を「第二百十七号金額の欄イ」に、「第二百十六号金額の欄ロ」を「第二百十七号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百十九号とし、同項中第二百十七号を第二百十八号とし、第二百十六号を第二百十七号とし、同項第一百五号金額の欄イ(2)中「第二百十七号」を「第二百十八号」に改め、同欄イ(3)中「第二百十七号イ(3)」を「第二百十八号イ(3)」に改め、同欄ロ(3)中「第二百十七号ロ(3)」を「第二百十八号ロ(3)」に改め、同号を同項第二百十六号とし、同項第二百十四号の次に次の一号を加える。

百十五	長期優良	認定長期	十六万円
住宅の普及の促進に関する法律	優良住宅	建築等計	
第十八条第一項	画に基づ	画に基づ	
の規定に基づく	く建築に	く建築に	
住宅の容積率の	係る住宅	係る住宅	

特例の許可の申請に対する審査	の容積率の特例許可申請手数料
----------------	----------------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第四百十一号から第四百十二号とし、第三百八十三号から第四百十号までを一号ずつ繰り下げ、第三百八十二号の次に次の一号を加える。

三百八十三 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号から第一百十二号までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号から第一百十二号までの規定(長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。)(が提出された場合の申請に係る部分に限る。)(については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号中「定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この号から第一百十二号までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とあるのは「定める額」と、同項第一百十号中「金額(共同住宅等については、その金

額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（）」とあるのは「金額」と、同項第百十一号金額の欄イ中「定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（）」とあるのは「定める額」と、同項第百十二号中「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（）」とあるのは「金額」とする。

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十四号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

第一条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六号の表第一号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同号イ中「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号ロ中「同時に他の同項」を「同時に他の同法第四条第一項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 同法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円）	
---	--

別表第六号の表第三号イ中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	イ 現に同法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円 ロ その他の者に対する講習会 六千九百円
---	--------------------	---

別表第六号の表第六号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料」に改め、同表第七号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同表第八号事務の種別の欄中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同

号中「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に改め、同号イ中「伴う場合」を「伴う同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の同法第七条の三第一項」を「他の同項」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号ロ中「伴わない場合」を「伴わない同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「同号」を「同法第四条第一項第一号」に、「当該同項」を「当該同法第七条の三第一項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 新たな許可証の交付を伴う同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査
七千二百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

別表第六号の表第八号金額の欄に次のように加える。

二 新たな許可証の交付を伴わない同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査
六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）

別表第六号の表第十号中「射撃練習資格認定申請手数料」を「猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料」に改め、同表に次の一号を加える。

十五 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習資格認定申請手数料	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	九千三百円（当該申請を行う者が同時に他の同法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該
---	--------------------	--

習を行う資格の認定の申請に対する審査	他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、五千六百円)
--------------------	---

埼玉県証紙条例の一部改正

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第二十六号中「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同項第二十七号の次に次の一号を加える。

―二十七の二 クロスボウの取扱いに関する講習手数料

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第二十九号中「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料」に改め、同項第三十号中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同項第三十一号中「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に改め、同項第三十二号の二中「射撃練習資格認定申請手数料」を「猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料」に改め、同項第三十三号の八を第三十三号の九とし、第三十三号の二から第三十三号の七までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

―二十三の二 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二及び第四十条の三を次のように改める。

（指定納付受託者の指定等）

第四十条の二 法律第二百三十一条の二の三第一項の指定納付受託者（次条、第四十条の四及び第六十三条の二第一項第三号において「指定納付受託者」という。）の指定及び指定の取消しに係る伺いは、会計管理者に合議しなければならない。

（債権管理簿への記載）

第四十条の三 会計管理者、出納員又は分任出納員は、指定納付受託者から法律第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告があつたときは、遅滞なく債権管理簿に指定納付受託者による納付である旨その他必要な事項を記載しなければならない。

第四十条の四の見出しを「（指定納付受託者の指定等に係る権限の委任）」に改め、同条中「指定代理納付者の指定」を「指定納付受託者の指定及び指定の取消し」に改める。

第六十三条の二第一項第三号を次のように改める。

三 指定納付受託者による歳入等（歳入歳出外現金を含む。以下この号において

同じ。）の納付手数料 当該歳入等に係る収入金

第一百八条第一項中「納付」の下に「（法律第二百三十一条の二の五第一項の規定による納付を除く。）」を加える。

第二百条第一項第一号中「第二百三十一条の三第三項」の下に「若しくは第二十三条の四第一項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の四」を加える。

第二百三十六条第一項中「。」の下に「及び法律第二百三十一条の二の六第四項に規定する証明書」を加える。

別記の表に次のように加える。

139	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	236
-----	-------------------------	-----

様式第三百三十八号の次に次の一様式を加える。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和四年一月四日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた指定代理納付者に係るこの規則による改正前の埼玉県財務規則第四十条の三及び第六十三条の二第一項第三号の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第千三百七十七号

埼玉県議会令和三年十二月定例会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第十二号）、令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第十三号）、令和三年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）及び令和三年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第12号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,616,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,599,242,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		731,031,327	1,665,002	732,696,329
	1 国庫負担金	119,494,074	861,776	120,355,850
	2 国庫補助金	605,077,968	803,226	605,881,194
10 財産収入		8,184,752	2,437	8,187,189
	1 財産運用収入	5,843,880	2,437	5,846,317
12 繰入金		84,580,672	1,864,778	86,445,450
	2 基金繰入金	83,025,588	1,864,778	84,890,366
13 繰越金		5,154,885	84,413	5,239,298
	1 繰越金	5,154,885	84,413	5,239,298
歳入合計		2,595,625,728	3,616,630	2,599,242,358

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		94,696,875	84,413	94,781,288
	5 徴税費	27,228,690	84,413	27,313,103
3 民生費		432,876,291	2,826,994	435,703,285
	1 社会福祉費	321,048,905	2,826,994	323,875,899
5 労働費		5,793,891	9,130	5,803,021
	2 職業訓練費	3,687,475	9,130	3,696,605
6 農林水産業費		23,876,451	162,166	24,038,617
	1 農業費	8,723,821	162,166	8,885,987
7 商工費		297,445,481	533,927	297,979,408
	1 商工業費	296,227,277	183,427	296,410,704
	2 観光費	1,218,204	350,500	1,568,704
歳出合計		2,595,625,728	3,616,630	2,599,242,358

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	5 徴税費	税務システム維持管理費	108,626
7 商工費	1 商工業費	中小企業イノベーション支援事業費	102,780
8 土木費	2 道路橋りょう費	舗装道整備費	203,000
		道路環境整備費	15,000
		自転車歩行者道整備費	93,500
		交差点整備費	46,000
		道路安全施設費	522,200
		自転車通行環境整備費	10,000
		道路改築費	285,000
		道路改築事業費	101,500
		橋りょう補修事業費	64,800

	3 河 川 費	ダム等施設管理費	8,400
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	542,000
		公園等施設管理費	73,006
	4 都 市 計 画 費	公園等施設整備費	259,655
		新たな森建設費	200,000
		社会資本整備総合交付金（公園）事業費	181,000

変更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	災 害 防 除 費	40,000	災 害 防 除 費	192,000
		電線地中化（道路） 整 備 費	5,000	電線地中化（道路） 整 備 費	170,000
		バリアフリー安全対策費	70,000	バリアフリー安全対策費	247,000
		社会資本整備総合交付金 （交通安全）事業費	60,000	社会資本整備総合交付金 （交通安全）事業費	659,500
		社会資本整備総合交付金 （改築）事業費	1,380,000	社会資本整備総合交付金 （改築）事業費	2,283,000
		橋りょう修繕費	210,000	橋りょう修繕費	2,087,000
		橋りょう架換費	500,000	橋りょう架換費	878,000
		河川改修費	1,217,000	河川改修費	1,897,000

	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	881,000	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	1,815,000
		河川改修事業費	172,537	河川改修事業費	872,537
	4 都市計画費	街路整備費	130,000	街路整備費	525,600
		街路改良事業費	110,000	街路改良事業費	326,500
		社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	320,000	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	390,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
舗装道整備	令和4年度	2,694,600
道路環境整備	令和4年度	43,000
電線地中化(道路)整備	令和4年度	15,000
自転車歩行者道整備	令和4年度	20,000
道路安全施設	令和4年度	395,000
自転車通行環境整備	令和4年度	15,000
道路改築	令和4年度	150,000

緊急浚渫推進	令和4年度	595,000
河川維持修繕	令和4年度	51,000
床上浸水対策事業	令和4年度	270,000
河川改修事業	令和4年度	150,000
砂防施設	令和4年度	10,000
街路改良事業	令和4年度	22,000
社会資本整備総合交付金（公園）事業	令和4年度	150,000
快適ハイスクール施設整備	令和4年度	3,380,224

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利 子補助（令和3年度融資分）	令和4年度から 令和18年度まで	14,202,375	令和4年度から 令和18年度まで	14,552,375
社会資本整備総合交付金（改築） 事業	令和4年度	300,000	令和4年度	1,227,000
橋りょう修繕	令和4年度	1,173,500	令和4年度	1,896,500
橋りょう架換	令和4年度	300,000	令和4年度	450,000
排水機場等維持修繕	令和4年度	110,000	令和4年度	140,000
河川改修	令和4年度	69,100	令和4年度	1,043,100

社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和4年度	1,743,200	令和4年度	2,102,000
街路整備	令和4年度	250,000	令和4年度	285,000

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第13号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,316,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,637,558,776千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		732,696,329	38,316,418	771,012,747
	2 国庫補助金	605,881,194	38,316,418	644,197,612
歳入	合計	2,599,242,358	38,316,418	2,637,558,776

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		435,703,285	5,334,846	441,038,131
	1 社会福祉費	323,875,899	5,334,846	329,210,745
4 衛生費		343,125,262	29,840,915	372,966,177
	1 公衆衛生費	303,156,167	29,840,915	332,997,082
7 商工費		297,979,408	3,140,657	301,120,065
	2 観光費	1,568,704	3,140,657	4,709,361
歳出合計		2,599,242,358	38,316,418	2,637,558,776

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,911,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ616,352,083千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		38,929,197	6,911,585	45,840,782
	2 基金繰入金	300,000	6,911,585	7,211,585
歳入合計		609,440,498	6,911,585	616,352,083

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		609,440,498	6,911,585	616,352,083
	1 国民健康保険事業費	609,440,498	6,911,585	616,352,083
歳 出 合 計		609,440,498	6,911,585	616,352,083

令和3年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度埼玉県工業用水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
工 業 用 水 道 施 設 修 繕	令 和 4 年 度	15,484

令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 修 繕	令 和 4 年 度	740,858

告 示

埼玉県告示第千三百七十八号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百八十号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

令和四年四月十一日から同月十八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第千三百八十一号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

令和四年四月十一日から同月十八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第千三百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマーケットアライ

埼玉県熊谷市上之三千百十四番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）熊谷上之商業施設計画

埼玉県熊谷市上之字吉原三千百十四番一外

（変更後）スーパーマーケットアライ

埼玉県熊谷市上之三千百十四番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社新井機械製作所 代表取締役 新井進二

埼玉県深谷市沼尻六百五十五番地 外 四者未定

（変更後）株式会社新井機械製作所 代表取締役 新井進二

埼玉県深谷市沼尻六百五十五番地 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年十一月二十六日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月十日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目六百一番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐輪施設について

届出店舗は駅近隣の商業施設であり、多数の駐輪需要が見込まれます。自転車収容台数を超えた場合も必ず敷地内で対応し、周辺道路上に駐輪することがないよう、十分な対策を講じてください。また、届出書記載の交通整理員配置の他に対策案があればご教示ください。なお、原動機付自転車の来店者への対応も併せてご教示ください。

届出店舗周辺は自転車等放置禁止区域です。道路上にとまっている自転車等は撤去対象となりますので、トラブル防止のため、利用者やテナント等への周知徹底をお願いします。

(2) 自主管理歩道出入口設置のためのL型側溝切下げは、車両進入がないよう必要最低限とし、交差点および停止線から5m以内の箇所には設けないこと。また、出入口付近の植樹は、視距が確保できるよう低木とすること。

(3) 出入口①の歩道上縁石は、中高層建築物事前協議時、0・6mの幅であったが、どのように設置するのか。斜型ブロックを二個設置した場合、車両進入時の視距の関係から見えない部分が多いため、ポールでの対応が良い。詳細図を作成すること。

二 縦覧期間

令和三年十二月二十四日から令和四年一月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年十二月十七日認可した。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

神鳥荻島土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

告 示

埼玉県告示第千三百八十五号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

埼玉県桶川市全域

四 作業期間

令和三年十二月十五日から令和四年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

三 作業地域

荒川上流管内

四 作業期間

令和三年十二月二十日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八十七号

測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

川越市大字久下戸地内

四 作業期間

令和三年十二月二十日から令和四年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第千三百八十八号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字上広谷の一部、大字藤金の一部

四 作業期間

令和四年一月一日から令和四年十二月二十六日まで

告示

埼玉県告示第千三百八十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	東武動物公園停車場線	埼玉県南埼玉郡宮代町百間二丁目九〇番地先から 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一六二四番一地先まで

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 同市本町一丁目二七番一	川口市本町二丁目一七九番九 地先から	区 間
九〇・九〇	二五・〇〇)	敷地の幅員 (メートル)
	二四五・〇〇	延 長 (メートル)
延長二四五・〇〇メートル	平成三十年八月三十一日付け埼玉県さ いたま県土整備事務所長告示第五号で 告示した道路予定区域の変更である。	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
二地先まで	富士見市大字鶴馬（元大井分）字 大沼一五一六番六地先から同市大 字上南畑字橋上川袋二七三四番	区 間
一六・二三 一一・〇〇	九・五三 一六・二三	敷地の幅員 （メートル）
三九四・六四		延長 （メートル）
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富岡入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字阿須字菅沢三三番二四 地先から同市大字阿須字菅沢二七 番一地先まで		区 間
一一・九五〇 一二・一七〇	五・五一〇 一二・〇二〇	敷地の幅員 (メートル)
四九・三〇〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市高柳字溜井二三六三番二地先 から同市高柳字溜井二九〇六番一 地先まで	久喜市高柳字溜井二三六三番二地先 から同市高柳字溜井二九〇五番一 地先まで	区 間
二八・六〇 三九・三〇	三四・三〇 四〇・五〇	敷地の幅員 (メートル)
四七七・九〇	四七七・九〇	延長 (メートル)
除外部は久喜市及び羽生領島中領用排水路土地改良区の管理となる。		備 考